

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第249号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

「係長 2人  
占用係長  
道路係長  
排水路係長」  
第3条第1項中 「事務係長  
維持サービス係長  
監理係長  
占用係長  
工事係長」  
に改め、同条を

第2条とする。

第4条第2項中「占用係長、道路係長、排水路係長」を「係長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「占用係長、道路係長、排水路係長」を「係長」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)